

平成24年度第2回 新居浜市青少年センター運営協議会会議録

- 1 日 時 平成25年2月12日(火) 午後3時00分～午後3時59分
- 2 場 所 新居浜市市民文化センター 別館4階 大会議室
- 3 出席者 委員15人
- | | | | |
|-------|-------|--------|------|
| 塩崎 博文 | 真鍋 耀江 | 山地 義之 | 白石 亘 |
| 河野 数豊 | 岩崎 誠一 | 藤田 秀喜 | 粉 淳一 |
| 伊藤 彰人 | 栗田 英治 | 橋本 真由美 | 久石 保 |
| 続木 明美 | 岡部 弘光 | 八子 美代子 | |
- 市職員3人
- | | | | |
|---------------------|-----------|--|--|
| 教育長 阿部 義澄 | | | |
| 事務局 青少年センター所長 神野 盛雄 | 同主査 鎌田 真実 | | |
- 4 欠席者 委員4人
- | | | | |
|--------|------|------|------|
| 佐々木 篤志 | 石崎 学 | 原 寿也 | 菅 幸広 |
|--------|------|------|------|
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題
- (1) 議案第5号 青少年善行表彰について
 - (2) 議案第6号 少年補導委員の推薦について
 - (3) 議案第7号 新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部改正(案)について
 - (4) その他

7 会 議

<午後3時00分開会>

○事務局(神野盛雄) ただいまから平成24年度第2回新居浜市青少年センター運営協議会を開会いたします。

なお、会議は、会議資料1ページでございます。会次第にそって進めさせていただきます。

出席委員数を御報告申し上げます。本日の協議会に御出席いただいております委員さんは、15名でございます。新居浜市青少年センター運営協議会規則第6条第2項に規定されております定足数は半数以上でございます。よって、会議は成立していることを御報告申し上げます。

では最初に、塩崎会長さんから開会の御挨拶をお願いします。

<会長挨拶>

○会長(塩崎博文) 皆さん改めましてこんにちは。非常にお寒い中、またお忙しい中ご参加をいただきまして、まことにありがとうございます。また平素は、各所におきまして少年の健全育成のために、また非行防止のために御尽力を賜っておりますことは改めてお礼を申し上げます。

最近、マスコミあたりで非常に取り上げられております、学校でのいじめ問題、またスポーツ関係者ですね、指導者の暴力問題、いじめ、暴力がいろいろ取り沙汰されておりますが、幸い当市では、そういう話まだ聞いておりませんので、非常に喜んでいますが、また、この会の最後にその他という項がございますので、その場でもしそういうようないろんな意見交換があったら出していただきたいとよろしく願いをいたします。

で、本日の議題は先ほど事務局の方からお話ございましたように、非常に重要な議題がございます。すなわち、少年の善行表彰また補導委員の推薦、最後にこのセンター運営協議会の規則の一部改正ということでございますので、最後まで、御熱心な御討論、御協議をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○事務局（神野盛雄）　　ありがとうございます。続きまして、阿部教育長から開会に当たっての教育長挨拶をお願いしたいと存じます。教育長よろしく願いします。

<教育長挨拶>

○教育長（阿部義澄）

皆さんこんにちは、今、塩崎会長さんも言われましたが、まあ非常に寒い、又は非常に暖かい、ちょっとこう極端から極端へということから、小、中学校でもインフルエンザが大体200名前後で、出席停止という状態が続いております。皆さん方にもお気をつけていただけたらと思います。

本日は、青少年の健全育成にかかわる諸団体の代表の皆さん方が来られております。

今の教育委員会関係で、お知らせしとったらと思うのですが、ホームページにも載せるんですが、京都の事故から交通で通学路の安全というようなことで、新居浜市の小、中学校で調べました。現地視察、そのときには警察の方も本当にお世話になりました。

63カ所の見直しすることが必要だろう、そのうち大変いろいろ協議会を開いて話した時に63件が62件に絞られました。そして、現在までに対策済箇所は38カ所、そして残っている対策予定箇所が24件残っております。ただ、この24件というのが、予算化が必要であり、例えば信号機の設置であるとか、横断歩道とか、ミラーであるとか、あのミラーだとそんなに費用はかからないじゃないかと言われますが、このミラーを建てるところの土地の所有者の許可を得なければできないと、そういうふうなことで現在残っております。グリーンベルトであるとか路側帯の手入れ等は現在まで進んでおります。ところどころグリーンベルトの学校の近辺、非常に多くなっとんじゃないかなと思いますが、各諸団体の方でまた気をつけるように御連絡いただけたらと思います。

さて、来年度の事業として、国、県、市で通学路安全推進事業という愛媛県東、中、南予で5校ずつ、そのうち東予の5校を新居浜市教育委員会関係でということ現在検討しております。これは通学路の安全対策で、警察出身の方のアドバイスをいただきながら、どういうふうにすればいいのかという直接現地で、その交通指導を受けながらという事業、新居浜で5校ほど予定しております。学校の周辺が大きな道が抜けたりまたそれが大きな道だからみんなが通るし、又は極端に狭いというようなところもあります。そういうふうな点で子どもの安全というようなところで、いろいろ御配慮いただけたら

と思います。今後ともどうかよろしく願いいたします。

○事務局（神野盛雄） ありがとうございます。阿部教育長は、他の公務がありますのでここで退席されます。お忙しいところありがとうございました。

[教育長退席]

○事務局（神野盛雄） これからの議事進行につきましては、新居浜市青少年センター運営協議会規則第5条第1項の規定によりまして、塩崎会長に議長役を務めていただくこととなります。塩崎会長、よろしくお願いします。

○会長（塩崎博文） 議事に入ります前に、お諮りいたします。本日の協議会を部分公開にいたしたいという件でございます。

これより審議していただきます議案第5号及び議案第6号の2件につきましては、いずれも審議資料に推薦書がございまして、この中には推薦理由として個人情報詳しく軽視されておりますので、従前の取り扱いと同様に新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条及び第4条の規定によりまして、個人情報を除いて、部分公開といたしたいと考えております。この部分公開の提案に御異議ございませんか。

○全委員 [異議なし。との声あり。]

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。それでは、その部分の審議に限り非公開といたしますが、もし傍聴人がおれば、私が事務局に指示をして退席していただくことにいたします。

<議事>

○会長（塩崎博文） それでは、これより議事に入ります。

<議案第5号、青少年善行表彰について>

○会長（塩崎博文） まず、議案第5号、青少年善行表彰についてを議題といたします。事務局さん説明をお願いします。

○事務局（神野盛雄） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 神野所長。

○事務局（神野盛雄） これからの説明は、座ってさせていただきます。議案第5号青少年善行表彰についてを御説明申し上げます。

本案に関しましては、2ページから4ページに掲載いたしておりますので、順次お目通し願うとして、まず2ページをお開きください。

今年度の表彰候補者は1名でございまして、愛媛県立新居浜南高等学校の篠原佑輝さん3年生であります。

推薦者は、同校校長の石崎学さんであります。

恐れ入りますが、ここで訂正をお願いします。別紙配布の関係資料をご覧ください。推薦者であります南高校石崎校長から、被推薦者の篠原佑輝さんの名前の佑の字がニンベンに右の佑のところ、シメスヘンに右の祐に間違っていたとの訂正依頼が先日ありましたので、正しい推薦書を皆様のお手許に配布させていただきました。ですので、2ページと3ページの佑の字をニンベンに右の祐に訂正をお願いします。

3ページ下段の5の 推薦理由を御覧ください。

読み上げますと、〔個人情報保護のため省略〕

以上のような活動において、3年次は部長として中心的な役割を果たし、多大な功績が顕著であり本表彰に値すると考え、推薦いたします。」という。校長先生からの推薦理由であります。

なお、別紙配布の関係資料の2枚目に新聞記事の写しがございますが、先ほど申し上げました被推薦者の活動に対して、南海放送から第46回南海放送賞の受賞が1月21日に決定され、2月18日の授賞式に参加するとの報告が南高校石崎校長から訂正文と合わせて連絡がありましたことを補足いたします。

4ページを御覧ください。前後しますが、この表彰は、推薦制となっております、そこに掲載の新居浜市青少年善行表彰要綱に基づきまして、青少年の資質向上のため、特に、生活及び行動において、善行著しい個人・団体に表彰を行うというもので、今回の被推薦者は、別子銅山産業遺産の保存・活用並びにボランティア活動に功績があったということで、要綱第2条の第2号及び同第5号に該当するものと考えます。

なお、表彰につきましては、2ページに戻っていただきまして、表の左端に記載しております、表彰の予定日でございますが、平成25年2月20日の予定であります。

本協議会で御承認をいただきましたら、3月1日の卒業証書授与式が近づいておりますので、早速、教育長名での表彰手続きを執り、2月20日の予定日には学校長に表彰状と記念品をお届けし、伝達していただくように考えております。

以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。ただいま事務局から議案第5号青少年善行表彰についての御説明がありましたが、ただいまの説明に対し、質疑を行いたいと思います。新居浜南高校の篠原佑輝さんの表彰に関して、質疑、又は御意見がございましたら、お願いしたいと存じます。何かございませんか。

○各委員 [なし。との声あり。]

○会長（塩崎博文） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。それでは、篠原佑輝さんを推薦のとおり表彰することに賛成していただける方は挙手を願います。

○全委員 [挙手]

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。委員全員の挙手であります。よって、議案第5号青少年善行表彰については、承認されました。篠原さんは大変な活動をしていただいております、市の方も助かっていると思います。

<議案第6号、少年補導委員の推薦について>

○会長（塩崎博文） 次に、議案第6号、少年補導委員の推薦についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局（神野盛雄） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 神野所長。

○事務局（神野盛雄） 議案第6号、少年補導委員の推薦についてを御説明申し上げます。

本案に関しましては、5ページから11ページに掲載いたしておりますので、順次

お目通し願うとして、まず5ページをお開きください。

1の(5)提案理由にありますとおり、現在の新居浜市少年補導委員は、平成24年4月1日から2年間の任期で、市長から委嘱され、青少年の健全育成及び非行防止に活動しているところですが、今回、惣開支部と船木支部から欠員の3名を補充したい旨、当該公民館長及び校区支部長からの推薦があり、新居浜市青少年センター設置及び管理条例第5条の規定により、市長に委嘱していただくべく本協議会の承認を得て推薦をしようとするものであります。

今回の被推薦者は、下の表2、新任一覧にありますように惣開支部の女性1名と船木支部の男女それぞれ1名の計3名です。

6ページから8ページが推薦書です。順次お目通しをお願いします。

6ページが惣開支部の藤田幸枝さんでございます。7ページが船木支部の稲田陽子さんでございます。8ページが同支部の塩崎隆盛さんでございます。以上、新任の3名でございます。

3名の推薦理由はいずれも、青少年問題に強い関心を持ち、日頃から青少年健全育成に積極的な活動をされており、地域活動にも積極的に参加協力するなど、地域での信頼も高く、少年補導委員として適任である。というものでございます。

9ページを御覧ください。ここに、新居浜市少年補導委員の推薦選考に当たる基本方針を掲載しております。

10ページを御覧ください。こちらに、新居浜市少年補導委員の推薦選考に当たる人選基準を掲載しております。

11ページを御覧ください。少年補導委員支部別状況でございます。平成24年4月1日からの現任188名と今回推薦をお願いしております新任3名が承認されますと計191名となり、その少年補導委員の各支部ごとの配置表でございます。

なお、3名の被推薦者が本協議会で御承認を受けましたら早速市長の方へ委嘱依頼をし、平成25年2月20日から新たな少年補導委員としてスタートしていただきたいと考えております。以上です。御審議よろしく願いいたします。

○会長(塩崎博文) ありがとうございます。ただいま事務局から議案第6号少年補導委員の推薦についての御説明がありましたが、ただいまの説明に対し、質疑を行いたいと思います。3名の新人の推薦に関して、質疑、又は御意見がございましたら、お願いしたいと存じます。何かございませんか。

○各委員 [なし。との声あり。]

○会長(塩崎博文) 特にないようですので、これにて質疑を終了いたします。それでは、3名の推薦に賛成していただける方は挙手を願います。

○全委員 [挙手]

○会長(塩崎博文) ありがとうございます。委員全員の挙手であります。よって、議案第6号少年補導委員の推薦については、承認されました。

○会長(塩崎博文) 所長さん、少年補導委員の実数が定数に9名まだ足りておりませんが、今後欠員補充の動きはどうなっておられますか。

○事務局（神野盛雄） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 神野所長。

○事務局（神野盛雄） 11ページの支部別状況表を見ていただいていることだと思いますが、表の中ほどに実数、右端には定数を掲げております。今、会長さんが言われました定数200名に対して、実数が9名マイナスになっております。去年の4月1日から委嘱され1年経過して今回の3名を加えて191名となり、今後としましては5月に開催を予定してます平成25年度第1回青少年センター運営協議会に欠員補充の推薦願いのチャンスがありますので、事務局といたしましては、毎月開催の定例支部長会において欠員補充の提案ができるよう人選を促しているところではありますが、いまボランティア活動にはなかなか成り手不足でありました、苦勞しているのが現状でございます。校区の定数に関しましては、前回の協議会のときに申し上げましたが、24年4月1日現在の小学生児童数に200人の定数を按分して割り振ったのが定数でございます、少年補導委員の任期である2年に一度児童数によって見直しをしていますが、校区によっては多少変動があることから各校区の支部長とその点の微調整はしております。

○会長（塩崎博文） まあ御多分に漏れず、いろんなボランティア活動をする人は非常に少なくなって、少年補導委員さんも難しいと思いますが、支部長会等で十分手立てをしていただいて、定数を確保して活動していただくよう努力をお願いいたします。

○事務局（神野盛雄） はい、わかりました。

＜議案第7号、新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部改正（案）について＞

○会長（塩崎博文） 次に、議案第7号、新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部改正（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局（神野盛雄） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 神野所長。

○事務局（神野盛雄） 議案第7号、新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部改正（案）についてを御説明申し上げます。

本案に関しましては、12ページから14ページに掲載いたしておりますので、順次お目通し願うとして、まず12ページをお開きください。

昨年5月22日開催の第1回青少年センター運営協議会のときに予告しておりました、本協議会規則の一部改正案について、委員の皆様にお示しをし、了承を得て市の改正手続きをしていくというものであります。

一番下の提案理由にありますとおり、会長の任期を設けるというほかに、資料の表紙裏に委員皆様の選出区分を掲載しておりますが、委員がその当て職を辞した場合は、運営協議会委員を辞したものとみなす、というもので、これまでの取り扱いと何ら変更はございませんが、規則に明文化するというものであります。

そのほか、この際、条文の文言整備を行い明瞭化を図るというものでございまして、このページは市の例規改正マニュアルに沿って記述したものです。

13ページを御覧ください。規則の改正点の新旧対照表でございますので、お目通し願います。

14ページを御覧ください。縷々申し上げましたが、どこをどう改正するのか、この改正案で分りやすく御説明申し上げます。

赤字が削除する部分で、緑色の部分が増える条文でございます、上から順次申し上げますと、まず、第2条の組織のところでは、会長も委員の内ですので、「会長及び」を削除するというものです。

第3条の見出しのところでは、「会長及び委員」を「委員」に改めるというもので、「会長及び」を削除し、委員に関する規定にするというものです。

ですので、第1項の「会長は、委員の互選による。」という規定を第5条に移すことから、同項を削除し、第2項を第1項に繰り上げるというものです。

第4条の見出しのところでは、「任期」を「委員の任期」に改め、第1項の学識経験者の任期のみというところでは、「3年とする。」を「3年とし、再任を妨げない。」に改めるというもので、第2項の再任規定を第1項に包含したため、同項を削除したうえで、新たな第2項として「委員が、任命され、又は委嘱されたときの要件を欠いたときは、その委員は、委員を辞したものとみなす。」を追加するというものです。

第5条の見出しのところでは、「会長の職務」を「会長及び職務代理」に改め、会長の規定として第1項に「協議会に会長を置き、委員の互選により定める。」を新たに設け、これまでの第1項と第2項をそれぞれ1項ずつ繰り下げ第2項と第3項に改めるというものです。

そして第4項に会長の任期規定として「会長の任期は、3年とする。ただし、再任することを妨げない。」を新たに設けるというものであります。

附則のところですが、手続きが順調に進めば、平成25年4月1日に施行できるのではないかと考えております。

なお、一部改正の趣旨はただいま申し上げましたとおりですが、市の全体の条文に統一性があることから、所管の総務部総務課が条文の整合性をとることになっておりますことを申し添えておきます。

以上です。御審議よろしく願います。

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。ただいま事務局から議案第7号、新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部改正（案）についての御説明がありましたが、ただいまの説明に対し、質疑を行いたいと思います。協議会規則の一部改正（案）に関して、質疑、又は御意見がございましたら、お願いしたいと存じます。何かございませんか。

○県職員委員（粉 淳一） （挙手）よろしいですか。

○会長（塩崎博文） はい。どうぞ。

○県職員委員（粉 淳一） 14ページの第4条、前条第2項第7号の第2項はなくなるんですね。第3条2項はなくなっているんですね。

○事務局（神野盛雄） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 神野所長。

○事務局（神野盛雄） はいそうですね。ここでいうその前条第2項第7号言うのは学

識経験者を指しております。それで、会長は委員の互選によるを5条のところをもっていった関係で、先程申しあげましたように1項のところ、今現在の2項を繰り上げるということですから、ここの第4条のところはおっしゃるとおり前条第1項第7号ということに繰り上がります。今回は皆さんの御指摘受けたことも含めまして、この案としてまた手続きをします。その時点ではこの部分もちゃんと整備をして市の方に送りたいと考えております。よろしくをお願いします。

○会長（塩崎博文） 他にございませんか。

○各委員 [なし。との声あり。]

○会長（塩崎博文） 他にないようですので、これにて質疑を終了いたします。それでは、協議会規則の一部改正（案）に賛成していただける方は挙手を願います。

○全委員 [挙手]

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。委員全員の挙手であります。よって新居浜市青少年センター運営協議会規則の一部改正（案）については、承認されました。

<その他>

○会長（塩崎博文） ちょうど始まって34分ぐらいになりますが、あともう少し時間をいただいでですね、せっかく皆さん集まっていたいでおるので、意見交換をしたいと思います。先ほど私が冒頭に御挨拶のときに申し上げましたように、学校でのいじめ問題とかですね、またスポーツ指導者による暴力、こういう点で何か皆さんの方から御提案を御提案なりまた何かそういうことあったらお願いします。

○関係団体委員（岡部弘光） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 岡部委員。

○関係団体委員（岡部弘光） いじめなんですけど、先ほど会長の方から新居浜市はないということで報告を受けたんですけれども、ないことはないはずだ、何かあるんだろうとは思うんですけれどもね。ま、ないにこしたことはないんですけれども、いつもテレビで見ててですね、先生方の行為については私自身はですね、小学校からずっとスポーツになじんどりまして、いろんなスポーツをやってきましたが、え、いじめられたということの記憶も私自身も高校卒業するまで、大学へ行ってもいじめたということはありませんが、まあ自分自身が気がつかないところであるのかもわかりませんが、実際報道されているように手をあげたとか蹴ったとか殴ったとかですね、そういうことは一切ないんです。あのいじめではないゆう認識があるその心そのものがちょっとおかしいかなと絶対的服従の人間が先生から叩かれて、これ反論することが許されるということになればですね、指導的立場をこえて、まあずっと見ておりますと、回数が多いということになればですね、これは法的には、暴力、あるいは傷害というような形になるんじゃないかと私自身は思うんですけれども、子どもたちにしてみたらけっこうあの先生に叩かれて怪我をしたと、鼓膜が破れたと大変な問題だと思うんですけれども、少なからずあるであろうということを想定しながら、なくすように一つ皆で考えていかないかん問題じゃないかと思うんですが、正直なところ、やっぱり新居浜市本当にあるのかというところ、私は疑心暗鬼にならざるを得ませんので、ないにこしたことはな

いんですけれども、もしそういうようなことが見ればですね、やっぱり皆で地域全体でそういうことがないように先生方も指導に対する考え方もやっぱり変えていただかないかんのじゃないかなと素直にあけすけにですね説明をいただいたり、話いただいたり、子どもたちからも意見を聞いたりいろんな形で、スポーツに対するなじみというものを、薄れてきて、大変恐怖を覚えるような状況になりつつあります。そういうことのないようにしていきたいなと私自身は思うんですが、皆さん御意見もしありましたらですね、お教えいただきたいなと思うんですが、以上ですが。

○会長（塩崎博文） 校長先生、今の意見何かございますか。

○学校職員委員（栗田英治） 失礼します。まず、いじめですけれども、いじめをどういふふうなものとしてとらえるかといふようなこともあろうと思いますが、文部科学省の言っているいじめについては、一定の人間関係のある中で、精神的あるいは肉体的に苦痛を感じるようなことについてはいじめであるというふうなことが言われています。そういうふうにとらえたときにですね、苦痛を感じた子どもがおれば、それはいじめであるというふうなことですから、いじめはないということは私はないと思います。人間の集団のあるところにはですね、必ずいじめはあるんだという認識のもとにですね、学校はやっぱり対応しなくてはいけないと思っています。で、これはいじめというのはですね、子どもの間だけであるのではなくてですね、大人の間にも必ずあると、いふふうな認識でないと、見逃すというようなことで、そう思っているんですけど、見つけられないというようなことは残念ながら、なかなか気がつかないということあります。そういうことは絶対気をつけていきたいと思っております。いじめの問題でですね、沢山でできた時に私たちの学校あるいは地域でもいろいろ話し合いをする機会はたくさんあります。保護者の方あるいは地域の方のお話など聞いていてですね皆さん心配しています。自分の子どもはいじめられないか、とかですね、自分の孫はいじめられないかということをよく聞きます。そういうような心配をしなくてもいいように学校づくりであるとか、いふようなことが大事だと思っていますが、思っています。ただここでですね私が思っていることはですね、自分の子どもや孫がいじめられないだろうかと心配するのはもう当然のことです、それは間違ってもいないし、当然の気持ちだと思うわけなんですけれども、あと一つ付け加えてほしいなと思うのはですね、自分の子どもはいじめないだろうかと、自分の孫は人をいじめないだろうかと、そういう子どもに育ててはいないだろうかとということも心配してほしいと思っています、学校の教諭がですね精一杯努力するのは当たり前で、上手くいかなかったら責任をとらないかん。攻撃もされます。そういうことはもう当然だと思っていますが、社会の大人、学校関係者だけじゃなくてですね、すべての関係大人がですねそういう子どもを育てないんだというふうな気持ちもやっぱり大事だなということを思っています。それから、部活動でとか、小学校は部活動ないんですけど、教師がですね、体罰をするということはあってはならない。それは暴力であるし、傷害、けがをしたら傷害になるというような認識で、そういうことがあってはならないと思っていますし、肉体的なものだけじゃなくてですね、精神的な面でもやはり大人との関係を大事にしながら、教育的な指導をしていく、いかになくてはならないと

いうふうに認識しております。以上です。

○学校職員委員（伊藤彰人） 中学校の方では、よく御心配していただいて部活動は盛んに行われておりますが、個々の学校においてやっぱり体罰はいけないという指導はしておりますけど、やっぱり指導者の方で、ひょっとしたら体罰を加えている認識があるかもしれません。この辺は私の方でいちがいに言えないんですけど、ただ管理職としては、常日頃暴力的な、そういう指導をするのは、指導者として本当に力のない指導者のすることじゃないかという話はしたりしております。ただ、この体罰の件については、文科省、県教委の方で近々そういう調査をされる、するんじゃないかなというようなことがちらちら聞こえてきますの、またそういう見本、あるいは愛媛県内での調査結果をまた見て一緒に考えて行っていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○会長（塩崎博文） 他にございませんか。

○関係団体委員（岡部弘光） （挙手）はい、会長。

○会長（塩崎博文） 岡部委員。

○関係団体委員（岡部弘光） ちょっとよろしいですか。先ほど小学校の先生、校長先生がおっしゃったように家庭の中で自分の子どもや自分の孫がね、いじめとかそういうものはやっていないような、絶対的に人をいじめていないんだというような認識、たぶん私は個人的にこんなことをいうのは大変失礼なんですけれども、自分でいじめとか体罰とか受けた子どもが大きくなりかけたら、それを容認してくるようなかたちになってしまうのではないかと、過保護の世界が今かなり蔓延していると思うんですよね。子どもに対する親としては、でそういうこともふまえながら自分の子どもがそういうことで、人に迷惑をかけるということで、親としてきちんと対応していけるそういう認識のある社会であったら、少しずつ今は壊れているのかなという気はしますし、自分自身も含めてきちんとしないといけないと思うんですけど、そういうふうな一人ひとりが認識しながらやっていかないと、お互いに隣近所あるいは、人との触れ合いというもの、今はありませんので、そういうことを踏まえて地域として、全体としてですねそういうことをなくしていくことを、きれいごとだけではなかなかなくなっていかんのかなと思うんですけれども、そういうことを真剣に取り組んでいくということで、一人ひとりの心の中に訴えていくというようなことも必要だと思うんです。文章化して、きれいごとで、こうしてこうしてこうしてといろんなことを述べてもですね、やっぱりきれいごとで終わってしまう可能性がありまして、実際問題心の傷は大きくなっても消えませんが、体罰とかいじめを受けた人は大人になってもやっぱりそういうのが心の中に残ってますので、しょうがなく発生、再発、再犯する可能性がなきにしもあらずだと思います。そういうものを踏まえてひとつ指導の方をお願いできたらなと、かように思っております。

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。このいじめの問題は非常に対処の難しい問題だと思うのですが、先生方をお願いしたいのは、こういうことがおきとんだらう、おきとんじやないかという前提にひとついろいろ対処していただきたいということでもよろしく願いいたします。で次、不審者情報がですね、まだちょくちょく出てまい

ります。これを見てもみますとですね、下半身露出とか何とか、そんな人が多いんですが、そういう面で、警察さんの方に何か、そういうデータというか情報があたりがあつたら教えていただきたい。

○県警察官委員（河野数豊） 新居浜市内でですね、昨年中で頻発するところがけっこう何か所かあるんですね。で相手となるまあ見せられる不審者、中には検挙したのもありますし、近況おぼつかない。一瞬のことでその場からいなくなって、犯人の兆候ゆうのがちらっと見た、その現場から通報はされないで、家に帰って親御さんに言ってとか学校の先生に言って次の日に言うてくる。まあ言ったら対処がなかなかしにくい。むこうも路上でぱっと見せてその場でいなくなるし、見た側の人にも通報が遅れるというのが非常に多い。学校の先生方にもお願いするのはそうゆう情報がありましたら早いうちに、それとPTAの皆さんにもようはその現場から、いやな思いをしているのはその現場なんです。家に帰って、帰るまでいやな気持ちがずっと続いている。警察としても犯人捕まえんことには、こればかりは特に性犯はどちらか言ったら1回やったらおしまいじゃないんです。ちょっと病的な、性犯罪というのはどうしてもそういうような繰り返し繰り返しそういうようなことですので、まず被害に遭わないのが一番ですし、警察としてはできるだけ早い段階で犯人を特定して、それなりに責任をおわせる、こういう人間を枠の中に入れて監視もしていく、ある程度のところはしていかなければならない。そういう中でやはりそのあったことがいつか言ったらいいのではなくて、早いうちに言うていただいて対処を早くする。でその情報を皆さんで共有して行ってそれに対する警戒心を強めていただくと、今もちょっといじめの問題で話がありました。含めてなんですけど、例えば学校なら学校ですべきことか、学校も当然しなければならぬことかもわかりませんが、まず子どもさんのいじめにかかるしつけの問題でいうと、まずは家庭からですね。それから地域も当然必要になってきます。いま段々段々先ほどもお話がありました地域希薄化、昔よく向う三軒両隣言うて自分が悪いことしよつたら近所の口やかましいおばちゃんが出てきて、「あんた何しよんぞね。」て言うて怒られて、家に帰ってそのこと言ったらもう一回また親にも怒られていうのが普通だったのが、今が逆にそういうようなことを、よその子やからという変に怒るとまたあの親御さんが怒ってこられるという結局そういうトラブルも警察に言うてきて警察が現場に行ったりもする場合も実際ある。まあ世の中の変わりめ、変わってきているんだなあとか核家族化そういうこともあるんじゃないかと、絆の情勢も段々段々そういう希薄化になってきているんかなあというので、まずはそういうような情報共有し皆さんの意識改革、意識づけというのが必要となってくるかなとそりゃまあその中に当然警察も入って積極的に情報も発信するし、問い合わせにたいしては、そういうものについてはお答えもできる範囲ではやっぺいこうかなと思っております。そのためにはやはり持ち場持ち場が一生懸命人任せにするのではなくて、やはり持ち場持ち場で一生懸命やっぺいこうことがまずは大事かなと、そのうえで連携を保っていく必要があるかなというように思います。

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。あと何か皆さんの方からこういう機会ですから御質問なり御意見ございますか。

○関係団体委員（八子美代子）（挙手）はい。

○会長（塩崎博文） はい、どうぞ。お願いします。

○関係団体委員（八子美代子） あんまり話せなかったんですけど、ここでは直接関係あるというわけではないんですけども、やっぱり家庭にも、学校にもあるいは警察にもそれぞれの立場でやっぱり意識して変えていかなければいけないいじめやそういういろんな問題が、それぞれの立場で考えなきゃいけないというのは、私は本当にそうだと思います。と言いますのは、私たちいろんな組織に所属しておりますけれども、人とトラブルとなることを避けようとして本当に言わなければならないことも言わずに、ずっとしてきたということが他の組織でありました。結局とうとうかなりのところまでいって大変なことになって、今新しくやっぱり自分たちの思いは伝えていかなきゃいけない。トラブルがあってもとまでは言いませんけれども、その自分の意思を伝えていく、それは相手を責めるという形ではなくて、相手は気づいていないというようなことを前提としたような形で伝えていくということがどれだけ大事かっていうのを私は今考えているんです。

私は幼稚園の代表としてきているわけですけども、小さい時から自分の気持ちを伝える、それも喧嘩ごしではなくて、相手が悪いとかいう形ではなくて、小さい時からそれは私は嫌だとか、相手を攻撃するという形ではなくて、自分の意思表示をしていく訓練とか自己表現というふうな形で、端的にという形ではなくておりおり自分の思いを伝えていく、それは人の思いも聞いていくということにもつながっていきますし、私たちは昔は黙って従ってたらそれが良いことのように教育されてきた時代でありますけれども、今はそれではいけない。自分の思いを上手に表現する、で主人とも話してましてそれは言い方だとか言って聞いたんですけど、言い方という方法ではなくて、私はそのこういう言い方、ああいう言い方という方法論ではなくて相手を尊重するというのが、基本的になかったら結局攻撃のようにとられてしまうだろうというように思いました。直接関係はないんですけど、私たち小さな子どもを育てる立場でいじめについては考えさせられました。以上です。

○会長（塩崎博文） ありがとうございます。私たち、ちょっと年齢が過ぎて、子どもの教育は難しいんですけど、また孫やそういう場でもいろいろ相手を尊重するその思いやりのところ、そういうことが大事にして行かないかと、後ございませんか。

○関係団体委員（岡部弘光） ちょっと手短にお願いしたいんですけど、中学校の校長先生と小学校の校長先生おいでるんで、ちょっと聞きたいんです。新居浜市の地域の愛護会の活動の中で児童の名前や名簿、人数がわからない時、学校に児童数の名簿をお願いできんかなということ、資料一部いただけませんかゆう話をちょっと持って行きましたら、個人情報保護法で渡せんということ、地域の愛護会の活動は正直やりにくい、名簿の人数の把握を知るところがありましてですね、そのところを踏まえて、学校として児童の区員情報、そういうものが地域の活動と連動しないのか、連動させないのか、出来ないのか、かいつまんだところで結構ですので、教えていただけませんかでしょうか。

○会長（塩崎博文） 校長先生、お願いします。

○学校職員委員（栗田英治） なかなか難しいところですね。それぞれの団体、地域、校区によってもいろいろな対応をしているのじゃないかなと思うんですよ。

どうゆう対応をどれくらいのところでやっているのか、これくらいの校区はみな名簿を渡していると、これくらいの校区は見せるだけにしているよとかですね、いろんなやり方をしていると思うんです。ですから、私はここでこうゆうふうにするべきであるとかですね、というようななかなか言えない。自分のところの校区だけだったらですね言えるところもあるんですけどもね、市内十数校区あるところですね、いろんな実情も違いますし、対応それぞれ地域の方と相談してしよんじゃないかと思いますが、それぐらいです。

○関係団体委員（岡部弘光） 中学校はどんなですか。

○学校職員委員（伊藤彰人） 中学校も非常に難しいんですけど、今どちらかという個人情報の保護というのが一人歩きして、そうゆう、それだけが保護者の方にとったら出したらいかんみたいなり方になっているところはあると思います。だから、厳密に言うたら学校の方で、この例えば住所とか名前とか電話番号ぐらいですね、それぐらいは出すかもしれません。というようなことを学校によっては前もってお断わりしとると、そうようにしとって手続きとおれば、保護者、地域の方に名前そういうなのを確かに見せる場合もあると思います。それができない、あるいはそんなのもしてくれるなという保護者も中にはおりますから、そういう保護者のところは、これすみません、この方は出してくれるなと言っているの、とそういう風な渡し方をする場合もあります。あまりにも、個人的な考えなんですけど、個人情報の保護というのが一人歩き過ぎて、それを保護者の方たちはたてにとっていて、あまりこ情報出たくない。その気持ちは解るんですけど、悪いことに使うわけではないんでね、ゆうてもやめてくれというような場合もあります。だから、学校で家庭の状況を知るような家庭環境調査表というようなものもあるんですが、ひどい場合は保護者の名前と子どもの名前、あと電話番号ぜんぜん書いてこない、それで担任が「すみませんが連絡先を。」と言うと「それは個人情報保護になりますから書きません。」とかしたら「何かあった時どうするんですか。」言うて「さあ。」とかいうて、というような保護者も極端な場合おりますので、だからそのあたりまた学校としては、そうでないですよというような親御さんへの個人情報保護の意義とか、目的とか使用の仕方とかまたいちいち話をしなければならない。で理解してもらって教えてもらえるというそういう状況です。

○関係団体委員（岡部弘光） わかりました。教育委員会としてはあれですか。強制的に個人情報を守って、出したらいかんとかいうような方向性というのはないんですか。

○市教委職員委員（藤田秀喜） そういう指導はしてないですね。特に皆さんがおっしゃるように個人の保護の新居浜市も個人条例保護条例というのがありまして、いろんな開示請求があった場合でも個人情報保護条例に照らし合わせて開示をするというようなことを当然やっていますので、ただ学校現場というか教育委員会として学校さんをお願いすることは指導していないと思います。

○関係団体委員（岡部弘光） わかりました。ありがとうございました。

○事務局（神野盛雄） 今のでよろしいですか。

○関係団体委員（岡部弘光） はい、結構です。

○会長（塩崎博文） 今の意見は非常に我々としても地域活動をするうえでいろいろな支障が出てきますので、やっぱり使用目的それと学校の理解ですね、これはされていかなしようながないと思います。よろしくお願いします。それでは、時間がきましたので、これで終わりにしたいと思うのですがよろしいでしょうか。

○各委員 [はい。との声あり。]

○会長（塩崎博文） 今日は本当に有意義な御討論をいただきまして、御協力をいただきましてまことにありがとうございました。また今日のお話をいかしていただいて地域でまた学校で青少年の健全育成に努めていただければと思います。

本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。以上で平成24年度第2回青少年センター運営協議会を閉会いたします。どうも御協力ありがとうございました。

<午後3時59分閉会>